

住民税非課税世帯へ給付金を支給します



※1月24日現在の情報 問 みやま市非課税世帯支援追加給付金事務室 (Tel63-3960)

物価高騰による家計の負担を軽減するため、給付金を支給します。支給対象は、令和6年12月13日時点でみやま市内に住民票があり、令和6年度分住民税が非課税の世帯です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■申請期限 4月30日(水)

対象世帯	支給額	届く書類	手続き
【住民税非課税世帯】 世帯全員の令和6年度分 住民税が非課税の世帯	1世帯あたり 3万円	支給通知書兼届出書 (2月下旬頃発送予定)	世帯全員が令和6年度分住民税 課税者から扶養を受けていたり、 記載された内容に相違がある場 合は届出書を返送してください。
		確認書・申請書 ※課税情報を市で把握できない 世帯など(3月上旬頃発送予定)	必要事項を記入し、給付金事務 室に返送・提出してください。
【子ども加算分給付金】 上記の世帯のうち、18歳以下 (平成18年4月2日生まれ以 降)の子どもがいる世帯	18歳以下の子 ども1人につき 2万円	上記いずれかの書類に対象となる 子どもの氏名を記載しています。	記載された内容と異なる世帯構 成の場合は給付金事務室へ連絡 してください。

- ※世帯全員が住民税課税者から扶養を受けている世帯は対象外です。
- ※施設入所児童は、子ども加算の対象外です。
- ※基準日以降に生まれた新生児の加算については別途お知らせします。

国民年金保険料は前納で割引に(口座振替などを利用ください)

問 大牟田年金事務所 (Tel52-5294)、健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)

国民年金保険料を前納すると割引率が適用されます。割引額が多いのは「2年前納」「1年前納」「6か月前納」の順です。国民年金保険料を口座振替やクレジットカードで納付すると、納め忘れを防ぐことができますので、あわせてご利用ください。



- 申し込み場所 大牟田年金事務所、市健康づくり課国保年金係、各支所市民サービス係
- 持ってくるもの
 - ①基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書など)
 - ②振替口座がわかるもの
 - ③振替口座届出印
 - ④本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
 ※クレジットカードで納付する場合は②・③に代わりクレジットカード
 ※年度初め(4月末)に2年間分を口座振替やクレジットカードで前納する場合は、2月末までに申し込んでください。市役所で申し込む場合は、日本年金機構へ到着するまでに日数を要します。ご注意ください。

印鑑登録および証明書の手続き方法などが変わります



(2月3日(月)から)

問 市民課 住民係 (Tel64-1513)

■本人確認書類を持参した場合のみ印鑑登録(※1)が即日完了
保証人では本人確認が不十分なことや、マイナンバーカードの所持率が80%を超えたことから、印鑑を即日登録できる条件を変更します。

変更前

- ▷申請者が官公署発行の顔写真付き本人確認書類(※2)を持参した場合
- ▷みやま市で印鑑登録している保証人が同伴し、申請者が本人であることを立証した場合

変更後

- ▷申請者が官公署発行の顔写真付き本人確認書類を持参した場合のみ

■マイナンバーカードでも印鑑登録証明書(※3)を発行
印鑑登録証明書の窓口発行について、条件を変更します。

変更前

- ▷印鑑登録証(※4)の持参が必須

変更後

- ▷登録者本人に限り有効期限内のマイナンバーカードを持参した場合も可

■印鑑登録証明書から性別欄を削除

窓口発行の印鑑登録証明書から性別欄を削除します。なお、住民票記載事項証明書(※5)も性別の記載を選択できるように変更します。

- ※コンビニ発行の印鑑登録証明書は当面の間、性別が記載されます。
- ※住民票は住民基本台帳法の規定により、性別を省略できません。

用語集



(※1)印鑑登録

印鑑を役所に登録することで「本人の印鑑であること」を証明できる制度です。登録した印鑑は「実印」と呼ばれます

(※2)官公署発行の顔写真付き本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証など

(※3)印鑑登録証明書

契約などの重要な手続きをする際に使用した印鑑が「実印」であることを証明します

(※4)印鑑登録証

印鑑登録が完了した後に発行されるカードのことです。このカードは、印鑑登録証明書とは別物です

(※5)住民票記載事項証明書

住民票に記載されている事項(住所・氏名・性別・生年月日など)を証明するものです。申請者が必要とする事項のみを記載します

みやま市都市計画マスタープラン パブリックコメント実施



(2月14日(金)必着)

問 都市計画課 都市計画係 (Tel64-1532、Fax64-1507)

市では、「みやま市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、意見を募集しています。改定案は、市ホームページまたは都市計画課、各支所で閲覧できます。なお、匿名のご意見は受け付けできません。

- 対象 ・市内に住所を有する人または通勤、通学している人・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体・市に納税義務を有する人・パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する人
- 提出方法 所定の意見申出書を都市計画課に持参または郵送(〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地)、ファクス、メール(toshikei@city.miyama.lg.jp)